

職員におけるインフルエンザワクチン 予防接種率

- 分子
 - インフルエンザワクチンを予防接種した職員数
- 分母
 - 職員数

※ 職員は、各施設の就業規則で規定される範囲とする。

- 嘱託職員やパートタイム職員も「職員」として就業規則で規定されているのであれば、対象。

指標の定義・算出方法

1. 調査年度中に自施設にてインフルエンザワクチン接種の提供を開始した月の職員を対象とする。
2. 1のうち、卵アレルギーや接種に伴う重篤な副作用の既往等の医学的根拠のある理由でインフルエンザワクチン接種不可能な職員を除外する。
3. 2の総数を分母とする。
4. 3のうち、自施設でインフルエンザワクチンを接種した職員数。
5. 3のうち、他施設でインフルエンザワクチンを接種した記録がある職員数。ただし、口頭確認で、記録が無い場合は対象外とする。
6. 4, 5の総数を分子とする。

reference

1. 厚生労働省 平成29年度医療の質の評価・公表等推進事業 共通指標セット
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000166331.html> 2021.05.18)

変更履歴

変更日	内容
2019/04/12	算出方法変更なし。
2020/04/20	職員の補足情報を追加。(資料1枚目)、口頭確認の他施設接種に関する文言を追加。(資料2枚目)
2021/05/18	reference追加。